道路交通法の一部改正について

資料3

≪ 現 行 制 度 ≫

70歳から74歳までの者

運転免許証の更新時に
高齢者講習を受講

75歳以上の者

○ 運転免許証の更新時（3年に1度）に、認知機能検査（簡易のスクリーニング検査）を受検し、認知機能検査の結果（第1分類【認知症のおそれがある者】、第2分類【認知機能が低下しているおそれがある者】又は第3分類【認知機能が低下しているおそれがない者】）に基づき高齢者講習を受講

○ 第1分類であった者が一定の期間内に信号無視等の一定の違反行為をした場合には、臨時適性検査（専門医による診断）を受検

道路交通法において、認知症に該当する者は運転免許を認めないこととされている。（第90条第1項第1号の2、第103条第1項第1号の2）

≪ 課 題 ≫

認知機能検査の結果が第2分類又は第3分類の場合

認知機能検査結果の推移

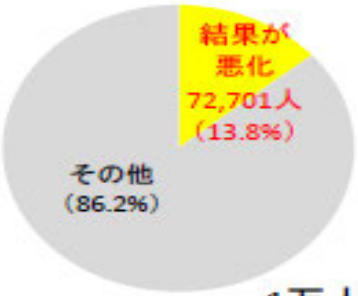

1割以上の者が、
認知機能が低下していた

1万人当たりの事故件数

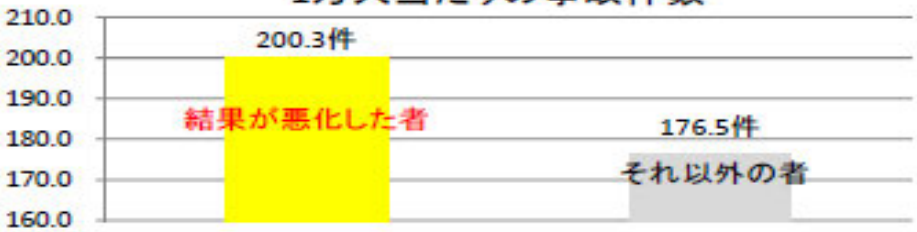

認知機能は3年を待たずして低下する可能性があるところ、現在、認知機能検査の機会は3年に1度に限られており、認知機能の現状把握及び現状に基づく安全運転指導が行われていない。

認知機能検査の結果が第1分類の場合

分類ごと1万人当たり事故件数（受検後6か月以内）

必要的臨時適性検査（専門医による診断）等の実施件数等

認知機能検査結果が第1分類であった者（H26中）	53,082人

※ 平成26年中に認知機能検査を受検した者は1,438,040人であり、このうち第1分類の者の割合は約3.7%である。

必要的臨時適性検査等の実施件数（H26中）	1,236件
必要的臨時適性検査等による行政処分（H26中）	356件

（認知症と診断された者は、取消し、停止となる。）

第1分類の者のほとんどは、医師の診断を経ることなく、そのまま運転を継続している。

≪道路交通法の一部を改正する法律≫

認知機能検査・臨時適性検査

現行制度

75歳以上の者

- 認知機能検査結果が第3分類（認知機能が低下しているおそれがない者）（約71.4%、約63.8%）
- 認知機能検査結果が第2分類（認知機能が低下しているおそれがある者）（約26.2%、約32.5%）
- 認知機能検査結果が第1分類（認知症のおそれがある者）（約2.4%、約3.7%）

認知機能の現状をタイムリーに把握する制度は存在せず（3年ごとに更新時の認知機能検査を受けるのみ）

警察が一定の違反行為を把握した場合に限り、医師の診断を受けてもらうこととなっている（※）

（%は左が平成25年中の値、右が平成26年中の値である）

改正後

【臨時認知機能検査・臨時高齢者講習制度の導入】

認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為を行い、リスクが発現した人に臨時に認知機能検査を受けてもらうこととし、その結果、認知機能の低下のおそれが認められた人等には臨時の講習（個別指導を含む。）を受けてもらうこととする

【臨時適性検査等に係る制度の見直し】

一定の違反行為を行うことを待たずに、医師の診断を受けることを要することとする

※　平成25年中に第1分類になった者の数に対し、同年中に医師の診断を受けた者は2%に満たない。
また、平成26年中に第1分類になった者の数に対し、同年中に医師の診断を受けた者は約2.3%であった。

高齢者講習（更新時）　【道路交通法施行規則関係】

現行制度

- 75歳未満の者：更新時に3時間の講習
- 75歳以上の者（認知機能検査結果が第3分類／認知機能検査結果が第2分類／認知機能検査結果が第1分類）：更新時に2時間30分の講習

改正案

【高齢者講習の合理化】

高齢者講習を合理化し、2時間とする

【高齢者講習の高度化】

高齢者講習に、個別指導や双方向型講義を加え、3時間とする

都道府県・指定都市認知症施策担当者会議（平成 27 年 10 月 13 日）資料

平成27年の講習予備検査（認知機能検査）及び高齢者講習受講者の状況

	三重県	全国
講習予備検査（認知機能検査）受験者数	32，814人 ※うち第1分類（認知症の疑い）と診断された人数 1,064人（3.2%）	1,630,709人
高齢者講習受講者数 （　）は特定失効者等	54,266人（194人）	2,589,265人（6,332人）
うち75歳未満講習	21,120人（56人）	1,047,427人（2,440人）
うち75歳以上講習	33,146人（138人）	1,541,838人（3,882人）

運転免許統計（平成27年版）警察庁交通局運転免許課　資料

○改正法施行後の課題

第1分類と判定された人は、医師の診断を受けることが義務付けられる。そのため、

①運転免許センターから受講者に対し、診断を行うことができる医療機関（認知症疾患医療センター、認知症サポート医、かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者がいる医療機関、「みえる手帳」配布先医療機関等）を紹介できる体制を確立するとともに、

②包括支援センター及び認知症初期集中支援チームと連携し、地域で支えていく体制づくりを進めていく必要がある。